

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【産業経済局農林水産部水産課】2
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示
事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】3
- 収納事務の委託【環境局総務政策部総務課】4

北九州市告示第 177 号

北九州市漁港管理条例（昭和 39 年北九州市条例第 34 号）第 15 条第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの釣り台付き遊歩道の利用料金の額について承認したので、北九州市漁港管理規則（昭和 39 年北九州市規則第 31 号）第 11 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額（1 人当たり日額）	
		大人	小・中学校の児童及び生徒
釣り台	個人	1,000 円	500 円
	団体（30 人以上）	800 円	400 円
	回数券（11 枚つづり）	10,000 円	5,000 円
遊歩道		0 円	0 円

北九州市告示第 178 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

陣出原町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	安藤 稔	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 3 番 1 9 号
変更後	藤田源治	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 1 番 2 1 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 3 番 1 9 号
変更後	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 1 番 2 1 号

4 変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

北九州市告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市の環境の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年4月27日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
株式会社積文館書店ブックセンタークエスト小倉本店	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町10番地20	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで